

# 手話言語法ニュース

## 特別号NO.1

2018年12月28日

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

## 手話言語条例成立213に

●12月議会で、多数の自治体が手話言語条例を可決しました。今後も、条例が多く可決された際や、号外情報などを特別号として掲載していきます。



### 大阪府寝屋川市

12月18日寝屋川市議会で「寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例」が可決されました。

寝屋川市聴力言語障害者部会の笹川会長は「この条例を活かして他の市民と同等以上の地域社会の環境を得るには、今後の取り組みこそが重要となるので、これまで以上に気持ちを引き締め直して積極的に取り組んでいきたい」と今後の意気込みについて述べました。

2019年4月1日施行です。



寝屋川市の北川剛夫市長（前列右から5番目）と共に

### 石川県野々市市

2018年12月20日野々市市議会で「野々市市手話言語・障害者コミュニケーション条例」が可決されました。

野々市市聴覚障害者協会の南 武会長は「野々市での条例制定を首を長くして待っていた。市長や議員の方をはじめ、地元サークルなどの協力があったからこそ成立です」と述べました。2019年4月1日施行です。

### 愛知県常滑市

12月20日、常滑市議会で「常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例」が可決されました。

同市では、今後手話は言語であるとの認識のもと、手話への理解と普及促進を通じて、市民一人ひとりが多様性を認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していくとしています。12月21日施行です。



常滑市の片岡憲彦市長（前列中央）と共に

### 愛知県知立市

12月21日知立市議会で「知立市手話言語条例」が可決されました。

同市では、2017年8月9日に知立市聴覚障害者協会、愛知県手話通訳問題研究会西三河班から手話言語条例制定の要望を受け障害者地域自立支援協議会内に「コミュニケーション部会」を立ち上げました。

同部会では、手話言語条例の必要性、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の違い、条例の内容などについて話し合われました。2019年1月1日施行です。

### 愛知県稲沢市

12月21日稲沢市議会で「稲沢市手話言語条例」が可決されました。2019年1月1日施行です。

### 三重県鈴鹿市

2018年12月21日鈴鹿市議会で「鈴鹿市手話言語条例」が可決されました。

手話に対する理解及びその普及を図り、市民が共生する地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2019年4月1日施行です。



鈴鹿市議会議場で記念撮影

### 大阪府藤井寺市

12月21日藤井寺市議会で「藤井寺市手話言語条例」が可決されました。

市では、2017年春に市長、副市長と聴言部会の懇談会が行われ、手話言語条例制定の要望を提出しました。

その後2018年5月から、9回の策定委員会が開催され、9月にはパブリックコメントが実施されました。

2019年1月1日施行です。



藤井寺市の國下和夫市長（前列左から3番目）と共に

### 大阪府富田林市

2018年12月21日富田林市議会で「富田林市手話言語条例」が可決されました。2019年1月1日施行です。



富田林市の多田利喜市長（後列中央）と共に